

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：33804

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23593477

研究課題名(和文) 里親不調により里子との離別を体験した里親のメンタルヘルスとそのケアに関する研究

研究課題名(英文) Studies on care and mental health of foster parents who experienced the significant loss of being separated from their foster child.

研究代表者

入江 拓 (IRIE, Taku)

聖隷クリストファー大学・看護学部・准教授

研究者番号：30267877

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円、(間接経費) 270,000円

研究成果の概要(和文)：里子との離別という喪失を体験した5名の里親の「負担感」を質的に分析した結果、里親は【児童養護のシステムに対する失望】に下支えされた【里子との離別による激しい情動体験】【痛みを伴う自己洞察による喪失体験の継続的な問い直し】【痛みを伴う自己洞察による喪失体験の受けとめ】【生きる力の再生のための人との繋がりの希求】という一連の「悲嘆のプロセス」を体験しており、「機能不全を起こすリスクの高い小さな共同体としての里親家庭」、「機能不全を起こしている児童養護のシステム」および、「里親をマイノリティとして扱う文化的・社会的力学」の三重構造の中に「マイノリティである生活者」として置かれていることが示された。

研究成果の概要(英文)：As a result of quantitatively analyzing the perceived burden of 5 foster parents who experienced the significant loss of being separated from their foster child, it is shown that the foster parents experience a series of [grieving processes], namely, [despair with respect to the foster care system], which underlies [experiencing intense emotions due to separation from the foster child], [continuous doubt from experiencing loss due to self-insight accompanied by pain], [acceptance of the experience of loss due to self-insight accompanied by pain], and [desire for human connection with the aim of recovery of a zest for life], and that within the triplex structure of the sociocultural dynamics that treat foster families, which are assumed to be small groups with a high risk of causing functional incompetence, foster care systems, which are assumed to cause functional incompetence, and foster parents as a minority group, they are considered to be minority individuals.

研究分野：医歯薬看護

科研費の分科・細目：看護学・地域看護学

キーワード：里親制度 措置変更 里親不調 負担感 悲嘆のプロセス 直接的暴力 構造的暴力 文化的暴力

1. 研究開始当初の背景

児童憲章には「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる」とうたわれている(児童憲章制定会議、1951)。しかしながら、保護者のいない子供や、たとえ保護者がいても病気、死別、行方不明、服役などの事情、さらには不適切な養育や虐待によって保護者と共に暮らしてゆくことができない子どもが大勢おり、年々増加傾向にある(養護施設在籍児童数 30,846 人/2007 年)。そのような子どもたちのために、社会が用意した養育環境の体系を社会的養護という。我が国においては、「里親」など家庭的環境のもとで子どもを養育する家庭的養護と、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育される施設養護がその二本柱となっている。

特に施設養育を受ける乳幼児は、一般家庭、里親家庭、養親家庭で育った子どもと比べると、健康状態や心身の発達において、より不利な結果を甘受せねばならず、脳の成長に悪化をきたし、発達遅滞や愛着障害によって安定した対人関係が築きにくく、将来にわたり非常に苦むことが知られている。欧米先進国においては要保護児童の9割が家庭的養育であるのに対して、わが国では施設養育が9割であり、国連の子どもの権利に関する委員会から改善勧告を受けている。

家庭環境を奪われたこのような子供には、それに代わる養育環境、さらには不適切な家庭環境の下で子どもたちが被った心身の痛手をケアしていくための家庭的かつ治療的な環境が必要とされている。近年、RAD(反応性愛着障害)や ADHD(注意欠陥多動障害)、LD(学習障害)など、いわゆる育てにくい子どもの障害が知られるようになってきた。特に、虐待を受けた子どもは、誤ったコミュニケーション・スキルを学習し、虐待を誘発する言動を繰り返すため、養育者が手を挙げかねな

い状況に追い込まれることなども知られている。

さらに、虐待を受けていないと思われる子どもであっても、里親家庭の安心できる環境の中で、過去の虐待を行為として表し、それが問題行動として認識される場合もある。そのような行動は、虐待的な親との間には起こらず、ある意味でどのような行為をしても自己を守ってくれる里親などの援助者との関係で起こりやすいと言われている。これは、里親のみならず、多くの児童福祉施設関係者の指摘するところである。里親家庭に委託される全ての子どもが、親との別離を含めたトラウマを抱えている。

このように、「里親」には今まで以上の知識と技量が要求されるようになってきたにもかかわらず、そのような子どもたちに対峙することによる養育上の負担感や自尊心の低下など、里親の主観的体験やメンタルヘルスに関する社会的関心は極めて低い。里親のメンタルヘルスが担保されることは、子どもにとっての安全な養育環境の大前提である。

里親が、適切な支援も乏しいまま地域から孤立し、なかば密室化した状況の中で、虐待の加害者となってしまったり、関係性を築きえぬまま「里親不調」という形で里子との離別(児童相談所による措置変更)を体験させられることは稀ではない。そのような形での離別の結果、残された里親とその家族成員は、心身共に大きなダメージを受ける。また、社会から「里親不適格者」としてのレッテルを張られたという里親の主観的な体験や、トラウマティックな体験を生き抜いてきた子どもと共感的な関係を築くという行為そのものを日常的に要求される里親の2次の外傷性ストレス(STS;Secondary Traumatic Stress)まで考慮すれば、抑うつやバーンアウトなど里親の精神保健上のリスクや、里子とともに育った実子のその後の人生への影響は計り知れない。里親のメンタルヘルスが

担保されることは、子どもにとっての安全な養育環境の大前提である。しかしながら、これまで里親の負担感に関する体験そのものに焦点を当てて検討された研究はない。

里親に関連する研究は発展途上にあり、内容も実態調査の報告が主で、理論的、構造的な研究に発展していないことが指摘されている。近年、当事者の意思の尊重や当事者との協働という立場から、当事者グループを対象にしたインタビュー法や、ライフストーリーワークなどが注目され、ようやく支援される里子たちの主観的体験に焦点を当てた研究がおこなわれるようになってきた。しかし、支援する側である里親の主観的体験、とりわけ負担感についてなされた研究はない。

子どもにとっての安全な養育環境の大前提として、里親のメンタルヘルスが担保されることは必要不可欠であり、里親家庭を継続的にモニターしながら支援するための仕組みの構築は喫緊の課題である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、①里親不調により里子との離別を余儀なくされた「里親」の「語り」の分析をおこなうことにより、里親の負担感に関する体験の構造を明らかにし、②子どもにとっての安全な養育環境の大前提である里親のメンタルヘルスとそのケアに関する要点を検討することにある。

3. 研究の方法

1) 介護者の負担感およびメンタルヘルスに関する先行研究のレビューをおこなった。里親の手記を対象に、テキストマイニングによる分析をおこない、負担感に関する体験の構成概念を探索的に検討し、インタビュー項目について吟味した。

2) 倫理的手順の吟味を経て、当事者団体を通して里親不調を体験した里親に調査依頼を

おこなった。里親不調を体験した里親へのインタビューおよび、分析の為の逐語録の作成をおこなった。

3) 質的分析により、里親不調を体験した里親の体験の意味と構造を明確化し、それをもとに里親不調を体験した里親のメンタルヘルスとそのケアに関する要点の総合的検討をおこなった。

4. 研究成果

1) 里親の体験を慮った支援の要点

里親不調により里子との離別を余儀なくされた5名の里親の「語り」を質的記述的に分析した結果、里親の体験は、【児童養護のシステムに対する失望】に下支えされる形での【里子との離別による激しい情動体験】【痛みを伴う自己洞察による喪失体験の継続的な問い直し】【痛みを伴う自己洞察による喪失体験の受けとめ】【生きる力の再生のための人との繋がりへの希求】という一連の「悲嘆のプロセス」によってある程度説明が可能であり、里親はそれらを通して、傷つき翻弄されるに任せるだけではなく人間として成長し、「生きる力の再生」を体験していることが明らかとなった。

したがって、里親が体験している「負担感」を支援するための要点は、里子との離別に伴う正常な「悲嘆のプロセス」が安全におこなえるような環境や人的資源が提供されることが必要である。

2) 里親の負担感を取り巻く力学構造

里親の被る体験を、「平和学」で提唱される「直接的暴力：Direct Violence」「構造的暴力：Structural Violence」「文化的暴力：Cultural Violence」の概念によって検討した結果、里親の「負担感」を取り巻く構造には、「機能不全を起こすリスクの高い小さな共同体としての里親家庭」、「機能不全を起こ

している児童養護のシステム」および、「里親をマイノリティとして扱う文化的力学・社会的要因」の三重の力学構造があることが示唆された。

特に、児童相談所による配慮を欠いた措置変更がおこなわれた場合、里親はその構造の中で、それを里親家庭に加えられた可視的な「直接的暴力」であると体験しやすく、また、そのような「直接的暴力」を下支えする不可視的な「構造的暴力」および「文化的暴力」の力学が、里親の生活者としての権利をさまざまな形で侵害し、里親が子どもの養育に際して体験する日常の「負担感」に、色濃く影響を及ぼし続けていることが示唆された。

したがって、このような力学の影響に晒されている里親の「負担感」を支援するための要点は、「ただ守られ保護されるべき里親」といった受動的、他律的な形ではなく「負担感を含めた自身の感情を冷静に取り扱いながら、自尊心を保ちつつ適応的に現実に向かい、里親がこのような暴力的力学構造から、自分の人間としての権利を守り、養育環境を安全に維持できる」ための、能動的かつ、自律的な変化や成長を視野に見定めた支援がなされることが重要である。

また、その際に重要なのは、支援する側がその当事者の被っている体験の意味を丁寧に慮り、当事者の協力を得つつ、安全な形でそれを共有することである。

3) 脅かされ続ける生活者としての里親

里親不調により措置変更を経験している里親の「負担感」は、里親が我が国ではマイノリティーな存在であるが故に、人間として正当な関心を払われにくい存在であるという「環境因子」によって被る「障害」により体験させられているという側面も併せ持っていること。また、措置変更による里子との離別に至る経過の途中もしくは、そのプロセス全体にわたって侵害されているのは里親の

「生活者としての権利」と「生きる力」であることが明らかとなった。

この状況は、社会の中で同じマイノリティーである要保護児童や、実親がおかれている心理社会的状況と酷似している。特に配慮に欠けた措置変更が行われた場合、里親はまさに社会から「ネグレクト」され、人権侵害の状況に置かれながら、マイノリティーとして味わう普遍性のある苦しみを「負担感」として体験しているという認識が支援する側には必要不可欠である。

4) 我が国の児童養護システムの課題

子どもの望ましい成長発達に相応しい養育環境を安定的かつ継続的に創り上げていくためには、小さな共同体である里親家庭が、我が国の文化的・社会的な枠組みのなかでどのように認知され、どのような力学的状況に晒されているのか、また、養育場面では実際に何が起きていて、それを里親がどのようなこととして主観的に体験しているのかが明らかにされ、それが支援の仕組みに反映されることが必要不可欠である。

我が国の社会的養護に携わる里親や児童相談所職員なども含めた関係者が、里親が置かれている状況で営まれる対人関係のありようについて共有し、それに関与する要因について洞察を深める事により、里親という小さな共同体や、それを包含する社会システム内のストレス部分やその特徴を踏まえた、より効果的な支援の要点について検討することが可能になる。本研究結果はそのための有益な情報を提供できる可能性を秘めていると思われる。

5) 提言

これらの結果を受けて、里親不調により里子との離別を経験した里親の「負担感」の支援のために以下の提言をおこなった。要点は「里親の侵害されやすい人権」と「里親の生

きる力の再生プロセス」が守られ支援されることである。以下が里親の権利として成文化され、当事者、児童養護関係者のみならず広く社会一般に共有されることが望ましい。

<提言>

1. 養育環境が密室化しないために里親は支援を受ける権利がある
2. 里親には養育環境の安全を維持するための力量を上げるために、予期的社会化プログラムのような体系化された研修の機会を与えられ、その後も継続的にモニターされながら、必要時支援を受ける権利がある
3. 里親と里親家庭は制度自体が持つ潜在的、または直接的な暴力的力学から守られる権利がある
4. 里親には普通の生活者として生活する権利がある

本研究は、里親不調に伴う措置変更を経験した里親へのインタビュー調査が中心である。彼らの苦痛と苦悩に彩られた主観的体験を、彼ら自身が自分の言葉で安全に語る事がより可能となれば、それらの個人的苦痛は社会的枠組のなかに包含され、意味を持って再構築され、児童養護関係者も含めてより安全に取り扱う事が可能となるであろう。それは、過酷な体験を被った里子はもちろん、里親とその家族の回復のみならず、その集団や社会秩序の回復のためにも有益であると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 入江拓, 里親不調により里子との離別を経験した里親の負担感の支援に関する研究, 放送大学大学院文化科学研究科修士論文(第3609号), 査読あり(2013).
- ② 入江拓, 共同体の平和(安全)のための密室化防止の必要性とその条件, 社会的擁護と

ファミリーホーム, 福村出版, vol.2, (2011), 88-93.

- ③ 入江拓, これからのファミリーホームを考える, 社会的擁護とファミリーホーム, 福村出版, vol.2, (2011), 133-139.

〔学会発表〕(計3件)

- ① 入江拓, 被虐待・愛着障害・発達障害・精神障がい・非行などにより養育が困難な子どもを受託し, 不調による措置変更を体験した里親夫婦の体験とその背景, 第24回日本精神保健看護学会学術集会, 査読あり(2014年6月)横浜.
- ② 入江拓, 児童相談所の措置変更により養育困難な里子との離別を経験した里親の負担感の支援の要点, 第33回日本看護科学学会学術集会, 査読あり(2013年12月)大阪.
- ③ 入江拓, 我が国で、里親家庭という小さな共同体を営むということ, 第21回「浜松市民アカデミー」, (2013年12月)浜松.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

入江 拓 (IRIE, Taku)

聖隷クリストファー大学看護学部准教授

研究者番号: 30267877